令和２年７月２２日

持続化補助金＜一般型・コロナ特別対応型＞採択者各位

　　　　　　　　　全国商工会連合会

新型コロナウイルス感染防止対策に対する新たな支援のご案内

「事業再開支援パッケージ」による定額補助（事業再開枠）の創設について

　新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が多くの都道府県で解除され、小規模事業者の事業再開に向けた取組が本格化しようとしており、事業継続に関する※１業種別ガイドラインの策定が進められております。この度、業種別ガイドラインに基づいた取組みに係る経費を補助（最大５０万円）する制度を創設し、既に交付決定された補助事業者の皆様に追加で申請頂けることとなりましたことお知らせ申し上げます。

　創設された制度の現時点での概要については以下のとおりとなります。

※１業種別ガイドラインについては、下記のＵＲＬをご参照ください。

　　○内閣官房「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」

<https://corona.go.jp/>

１．補助対象経費

【具体的な補助対象経費】

●消毒費用：消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入費、消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費

●マスク費用：マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費

●清掃費用：清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入費

●飛沫対策費用：アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカーの購入費・施工　費

●換気費用：換気設備（換気扇、空気洗浄機等）の購入費

●その他衛生管理費用：クリーニング外注費、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費、従業員指導等のための専門家活用費、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入費

●ＰＲ費用：ポスター・チラシの外注・印刷費（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるものに限る）

　※消耗品（下線）は、補助対象期間に購入及び使用したものに限る

なお、業種別ガイドラインが策定されていない業種においても、上記対象経費は補助対象となります。また、業種別ガイドラインが新たに作成された場合は、随時対象となる経費を更新する予定です。

２．補助上限額：５０万円（ただし、今般の交付決定額を上限とします。）

３．補助率：定額補助

４．申請方法：補助事業者からの別途申請による。